

都市再生整備計画事後評価原案に関する意見募集（パブリックコメント）の提出意見等要旨と町の考え方

No.	ご意見等の要旨	ご意見に対する町の考え方
1	<p>「様式2-1 評価結果のまとめ」について</p> <p>2) 定量化する指標の達成状況の指標について</p> <p>指標1として柿田川公園利用駐車台数があるが、本事業費全体に占める柿田川公園事業費は、約4%で、その比率は極めて小さく、事業費率からみて本事業の指標として適正ではないものと考えます。</p>	<p>本事業により、丸池公園・総合運動公園・柿田川公園をネットワーク化することが目的のひとつであり、当該指標は柿田川公園整備単体の効果測定指標ではなく、周辺道路整備の効果も含めて設定した指標であることから適正であると考えます。</p> <p>今後、事業を計画する際には参考とさせていただきます。</p>
2	<p>「様式2-1 評価結果のまとめ」について</p> <p>4) 定性的な効果発現状況の町道整備について</p> <p>本事業における道路整備は、柿田川公園と丸池などの往来が安全かつ快適にできるよう、それらを結ぶ既存道路・歩道の改修整備を目的に計画された事業で、当初の計画にない道路用地の買収費約7,150万円を含めた事業費2億4,500万円の町道125号線事業は、本事業の目的とは違う内容が含まれていたものと考えます。</p> <p>※比率及び事業費は、例話元年12月第4回変更の様式3の中の事業費から算出・引用、また道路用地買収費は開示された土地売買契約書から引用</p>	<p>本事業では、当初計画から丸池公園・総合運動公園・柿田川公園にかけての安全で快適な遊歩道及び車道の整備をするため、町道125号線の整備を位置付け進めてきていることから、本事業の目的のとおりであると考えます。</p> <p>今後、事業を計画する際には参考とさせていただきます。</p>